

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家に関する情報を発信することにより、空き家の流通を促進し、居住支援の充実及び地域を活性化することを目的に実施する空き家バンク制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として市内に建築された建物で、現に居住されていないもの（第5条第1項の規定による申込みを行う時点において居住されなくなる日が決まっている建物を含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き家バンク制度 空き家に関する情報を登録し、空き家の売買又は賃貸借を希望する者に対して情報を提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権を有し、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を実現するために、必要な施策を実施するものとする。

(適用上の注意)

第4条 この要綱の規定は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を行うことを妨げるものではない。

(空き家の登録の申込み等)

第5条 所有者等のうち、空き家バンク制度を利用しようとする者は、空き家バンク制度登録申込書（第1号様式）に同意書（第1号様式の2）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、当該申込みに係る空き家を空き家バンク制度登録台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク制度登録完了通知書（第2号様式）により第1項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録を受けようとする空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。
 - (1) 法令等に違反している建物又は敷地
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める建物又は敷地
- 5 第1項の規定により申込みをしようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、第2項の規定による登録をしないものとする。
- 6 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度登録台帳への登録が適当と認めるものは、当該所有者等に対して当該登録を勧めることができる。
- 7 第2項の規定による登録の期間は、当該登録の日から起算して2年とする。ただし、第1項の規定による申込みにより、再度登録することができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第6条 前条第2項の規定による登録を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、空き家バンク制度登録事項変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(空き家の登録の抹消)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による登録をした空き家について次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度登録抹消通知書（第4号様式）により当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 空き家バンク制度登録抹消申出書（第5号様式）の提出があったとき。
- (3) 第12条第5項の方法による交渉成立の報告があったとき。

- (4) 第5条第7項に規定する登録期間を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- (情報の公開及び提供並びに利用登録)

第8条 市長は、必要に応じて、空き家バンク制度登録台帳に登録された情報のうち、次に掲げるものを公開するとともに、空き家の購入又は賃借を希望する者に当該情報を提供するものとする。

- (1) 物件番号
 - (2) 売却又は賃貸の別
 - (3) 所在地（字及び地番を除く。）
 - (4) 希望売却価格若しくは賃料又はその両方
 - (5) 物件の概要及び状況
 - (6) 設備等の状況
 - (7) 主要施設等までの距離
 - (8) 位置図、配置図及び間取り図
 - (9) 外観及び内部の現況写真
 - (10) 特記事項
- 2 前項の規定による提供を受けようとする者は、空き家バンク制度利用者登録申込書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込みに係る者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、空き家を適正に管理することができる者と認めたときは、空き家バンク制度利用者登録台帳に登録するものとする。
- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在すること。
 - (2) 居住支援及び地域の活性化のために空き家を活用すること。
- 4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク制度利用者登録完了通知書（第7号様式）により第2項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。
- 5 第3項の規定による登録の期間は当該登録の日から起算して2年とし、当該期間の経過によって、当該期間はその効力を失うものとする。ただし、第2項の規定による申込みにより、再度登録することができる。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 前条第3項の規定による登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録に係る事項に変更があったときは、遅滞なく空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用登録の抹消)

- 第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消し、その旨を空き家バンク制度利用者登録抹消通知書（第9号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。
- (1) 利用登録者が第8条第3項に規定する要件を欠くと認められるとき。
 - (2) 利用登録者が空き家バンク制度に登録された空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
 - (3) 申込内容に虚偽があったとき。
 - (4) 空き家バンク制度利用者登録抹消申出書（第10号様式）の提出があったとき。
 - (5) 利用登録者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の通知)

第11条 市長は、利用登録者から空き家バンク制度登録台帳に登録された空き家の内覧又は購入若しくは賃借について交渉の申込みがあった場合は、当該空き家登録者又は当該者の代理若しくは媒介を行う者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく当該利用登録者に内覧又は購入若しくは賃貸の可否を回答するものとする。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第12条 市は、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接関与しない。

- 2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決しなければならない。
- 3 市は、空き家登録者と利用登録者の交渉等に係る媒介等について、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部と協定を締結するものとする。
- 4 市は、空き家登録者又は利用登録者が交渉等に係る媒介等を行う者（以下この条において「協力事業者」という。）の紹介を希望した場合は、前項の協定に基づき、協力事業者を紹介するものとする。
- 5 空き家登録者又は利用登録者から、交渉等に係る媒介等を協力事業者に依頼する旨の申出があった場合は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3項の協定で定める方法により手続を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第13条 空き家バンク制度を利用した者は、この制度の利用により取得した個人情報（以下この条において「個人情報」という。）の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- （2） 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- （3） 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- （4） 個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、及びその指示に従うこと。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンク制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（令和3年3月3日告示第31号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に改正前の各告示の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この告示の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月30日告示第57号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日告示第60号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（宛先） 鈴鹿市長

申込者 〃
住所
ふりがな
氏名
電話番号
メールアドレス

空き家バンク制度登録申込書

空き家バンク制度に登録したいので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により同意書を添えて申し込みます。

物件の所在地	鈴鹿市
物件の所有者	☐ 申込者と同じ ☐ 申込者以外（以下の項目も記入すること。） 住所 ふりがな 氏 名 電話番号 申込者との関係

誓約事項（内容を確認後、必ず□欄にチェックしてください。）

□私は、次の事項について誓約します。

- 1 鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱の趣旨を理解し、同要綱を遵守します。
- 2 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 市は、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接関与しないことを理解し、当該交渉並びに契約に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとします。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

住所

氏名

同意書

空き家バンク制度に登録するに当たり、次に掲げる事項について同意します。

- 1 固定資産台帳及び建築確認申請に記載されている事項について、市の担当部署に照会すること。
- 2 「鈴鹿市空き家バンク」のほか、空き家バンク関連ホームページ等へ物件情報を掲載すること。
- 3 私の個人情報及び登録した物件の情報について、内覧、交渉等を希望する利用登録者又はその媒介を担当する協力事業者に提供すること。
- 4 空き家に係る所有権を有し、又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者が複数いる場合は、その者全員の同意を得た上で代表して申し込むこと。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

空き家バンク制度登録完了通知書

空き家バンク制度登録台帳への登録が下記のとおり完了しましたので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

1 物件番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 登録期限

年 月 日

備考 登録した事項に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名

空き家バンク制度登録事項変更届出書

空き家バンク制度登録台帳の登録事項に変更があったので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 物件番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 変更する事項

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

空き家バンク制度登録抹消通知書

空き家バンク制度登録台帳に登録されている物件の情報を下記のとおり抹消しましたので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第7条の規定により通知します。

記

1 物件番号

第 号

2 抹消日

年 月 日

3 抹消した理由

（宛先） 鈴鹿市長

申出者 住所
氏名

空き家バンク制度登録抹消申出書

空き家バンク制度登録台帳に登録されている物件の情報について、抹消を希望するので、下記のとおり申し出ます。

記

1 物件番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 抹消する理由

☐ 交渉成立

交渉者氏名

利用者登録番号 第 号

☐ 空き家バンク制度以外で成立

☐ その他

()

（宛先） 鈴鹿市長

申込者 〒
住所
ふりがな
氏名
電話番号
メールアドレス

空き家バンク制度利用者登録申込書

空き家バンク制度を利用したいので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により申し込みます。

利用区分	☐ 購入 ☐ 賃借
------	---

誓約事項（内容を確認後、必ず□欄にチェックしてください。）

□私は、次の事項について誓約します。

- 1 鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱の趣旨を理解し、同要綱を遵守します。
- 2 空き家バンク制度の利用を通じて得た情報については、決して他の目的に使用することはありません。
- 3 空き家を利用することとなったときは、建物及びその敷地を適正に管理し、地域住民と強調して生活するとともに、賃借の場合は賃借人としての義務を果たします。
- 4 市は、空き家登録者と利用登録者とが行う空き家の売買及び賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接関与しないことを理解し、当該交渉及び契約に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとします。
- 5 私の個人情報について、内覧等を希望する物件の登録者又は当該者の代理若しくはその媒介を担当する協力事業者に提供することに同意します。
- 6 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

空き家バンク制度利用者登録完了通知書

空き家バンク制度利用者登録台帳への登録が下記のとおり完了しましたので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第8条第4項の規定により通知します。

記

1 利用者番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 登録期限

年 月 日

備考 登録された事項に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名

空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書

空き家バンク制度利用者登録台帳の登録事項に変更があったので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第 9 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 利用者番号

第 号

2 登録日

年 月 日

3 変更する事項

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

空き家バンク制度利用者登録抹消通知書

空き家バンク制度利用者登録台帳に登録されている利用者の情報を下記のとおり抹消しましたので、鈴鹿市空き家バンク制度に関する要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

1 利用者番号

第 号

2 抹消日

年 月 日

3 抹消した理由

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名

空き家バンク制度利用者登録抹消申出書

空き家バンク制度利用者登録台帳に登録されている利用者の情報について、抹消を希望するので、下記のとおり申し出ます。

記

1 利用者番号
第 号

2 登録日
年 月 日

3 抹消する理由